資料1

平成25年度　先進対策の効率的実施による CO2排出量大幅削減事業設備補助事業

（ASSET（Advanced technologies promotion Subsidy Scheme with Emission reduction Targets）事業）

公募説明会資料

2013年5月

環境省

目次

- Ⅰ　制度概要
- Ⅱ　補助金について
- Ⅲ　排出削減の取組と排出枠の取引、補助金返還について
- Ⅳ　手続きについて

Ⅰ　制度概要

先進対策の効率的実施によるCO2排出量大幅削減事業（11．2億円）

必要性

① CO2排出増に歯止めのかからない業務部門（基準年比50.6%増）、全部門の中に占める温室効果ガス排出量の割合が35.8%（2011年確定値）と最大の産業部門における対策

② 排出量の大部分を占める膨大な数の既存ストックへの対策が最重要

③ 対策の費用効率性を高め、かつ総量削減を担保することにより、大量の既存ストックにおいて安く、大量かつ確実にCO2を削減することが必要

概要

関係者全員の削減努力を最大限引き出すため、市場メカニズムを活用

リバースオークションによる費用効率的な先進対策導入

○ 事業者は、環境省指定の先進技術BAT（高効率な空調、ボイラ等）を組合せ、削減約束値とともに申請

○ 各部門、1トンの削減に必要な補助額の小さい順から採択（リバースオークション）し、補助することで、費用効率的な削減対策を実施。

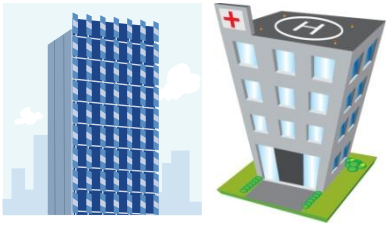

先進対策

運用改善

排出量大幅

約束の超過削減への排出枠付与による運用改善のインセンティブ

○ 見える化機器を活用し、テナントや従業員等が運用改善に努力

○ 削減約束量を上回る削減を達成した場合に排出枠を付与することにより、運用改善のインセンティブ強化

＋

排出枠取引による総量削減

○ 削減が約束量を下回る場合には排出枠購入により目標達成に活用

設備導入と運用改善により、既存建築物から費用効率的に大幅な総量削減

ASSET事業スケジュール（実施ルールp.5）

●ASSET事業の流れ（第2期）

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
設備導入年度	削減目標年度	調整・自主削減年度	報告年度

排出枠（JAA)を事業者間で自由に取引

【7月中旬】
・採択者内示、採択結果の公表
・採択者向説明会

【交付決定◆後】
・工事開始

【9月～12月】
・基準年度排出量の検証受検

【1月頃】
・検証済基準年度算定報告書提出

【4月～】
・削減対策実施

・排出量のモニタリング開始

・排出枠（JAA）初期割当の交付●

・排出枠の取引開始（～2015年11月30日まで随時）

【4月】
・2014年度の算定報告書の作成

【4月～6月】
・2014年度排出量の検証受検、検証済算定報告書提出

【11月30日まで】
・2014年度の排出量実績に応じた排出枠をシステム上に提出（償却期限■）

【6月頃】
・2015年度の算定報告書の提出

※第三者検証の受検は不要

ASSET事業に参加するメリット（公募要領p.2）

①経済的メリット

一定の基準を満たす高効率設備を導入し、また運用部分でも改善を進めることによって、効率的に地球温暖化対策に取り組むことができます。

②ノウハウの蓄積

温室効果ガス排出量の算定を習熟するとともに、検証機関の検証を受けることにより、「温暖化対策マネジメント」を効果的に講じていくための基盤が形成されます。

③企業イメージの向上

地球温暖化対策に積極的な取り組みを実施している事業場・工場として差別化が図れ、CSRの観点から社会的貢献をPRできます。

補助対象事業（公募要領p.2、4、5）

〇予算総額：１１．２億円（エネルギー対策特別会計）

〇補助率　：1/3（ただし1事業者当たり補助上限額＝5千万円）

1. 国内の事業場・工場におけるCO2排出抑制設備の整備
2. 対象事業場における基準年度排出量が50t-CO2以上
3. 補助対象設備には、公募要領別紙2の「先進技術リスト」の効率水準を満たす設備を少なくとも1つ含める
4. 事業形態が事業場の場合は、上記1.～3.に加え、2014年度（削減目標年度）の排出量を、延床面積あたり、公募要領別添1別紙5に指定する建物の用途区分ごとの排出水準以下に抑える

※ただし、可能な限りの対策を行っても水準以下に抑えることが構造上困難である場合は、この限りではない。

ASSET事業への参加形態について（公募要領p.1）

今回の公募

１．目標保有者

〇一定量の排出削減を約束する代わりに、CO2排出抑制設備等の整備に対する補助金と排出枠（JAA）の交付を受ける参加者。

〇原則として、補助対象設備の保有者＝補助金の交付を受ける者＝代表事業者となる。

〇テナントビルの場合、補助対象設備を導入するテナントビル等と補助対象設備の保有者が同一である場合、共同事業者の記載は不要。テナント等で削減に協力することを望む事業者は、任意で目標保有者（共同事業者・削減協力者）として参加可能。補助対象設備の保有者がテナントである場合、ビルオーナーが共同事業者となる（必須）。

今年度後半に公募（予定）

２．取引参加者

〇排出枠の取引を行うことを目的として、「ASSETシステム」に口座を設け、取引を行う参加者。補助金及び排出枠の交付はされません。

補助金の申請者（目標保有者）（公募要領p.2）

〇代表事業者・・・補助対象設備の所有者であり、補助金の交付を受ける事業者

〇共同事業者・・・代表事業者と共同で事業を実施する事業者

〇補助金の申請者となれるもの

①民間企業

②独立行政法人通則法第2条第1項において規定される独立行政法人

- 国立環境研究所など

③特定民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人、公益財団法人

④法律により直接設立された法人

- 環境保全機構、NEDOなど

※国及び地方公共団体は対象外

➢ 申請手続は、代表事業者からの委任を受けた第三者による代行も可

東京都、埼玉県の排出量取引制度の対象事業所について（公募要領p. 3）

〇東京都、埼玉県の排出量取引制度の参加事業所（都／県内中小事業所や都／県外大規模事業所による参加を含む）もASSET事業への参加は可能。ただし、排出枠（JAA）の取扱いに留意。

〇ASSET事業は、上記制度とは異なる制度のため、ASSET事業への参加に際しては、ASSET実施ルール、ASSETモニタリングガイドラインに沿った排出量の算定及び検証の受検が必要

〇ASSET事業内での排出枠（JAA）は、東京都・埼玉県の制度では使用できず、東京都・埼玉県の制度における超過削減量をASSET事業内で使用することもできない。

〇ASSET事業内での排出枠（JAA）は、他の目標保有者・取引参加者に売却することができない。

ESCO事業・リース等の活用について（公募要領p.3）

【① シェアード・セイビングス契約方式のESCO事業者等の場合】

→補助対象設備を導入する事業場・工場の所有者と、ESCO事業者等との共同申請

【② リース等を利用する場合】

→補助対象設備を導入する事業場・工場の所有者と、リース事業者との共同申請

- ①、②いずれの場合も、両者ともに目標保有者となり、**補助金を受ける補助対象設備所有者（ESCO事業者、リース事業者等）を代表事業者**、**それ以外の事業者を共同事業者**として申請
- 排出削減約束の履行については、代表事業者・共同事業者が連帯して責任を負う。
- **リースを利用する場合、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（リース計算書等）の提示が必要**

所有権留保付き割賦契約は補助対象外です。

共同申請のイメージ図

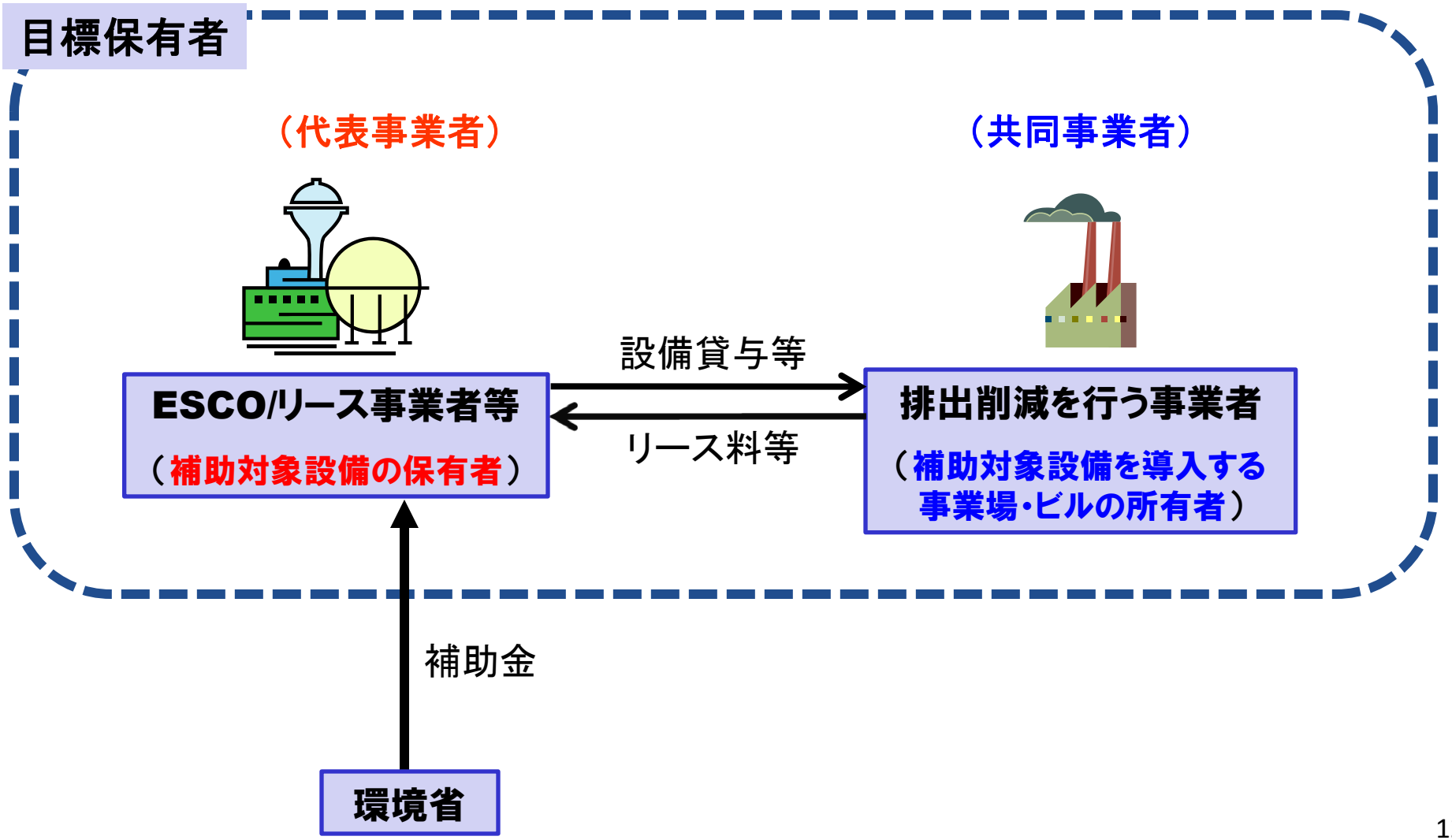
目標保有者
（代表事業者）
（共同事業者）
設備貸与等
リース料等
ESCO/リース事業者等
（補助対象設備の保有者）
排出削減を行う事業者
（補助対象設備を導入する事業場・ビルの所有者）
補助金
環境省

グループ参加について（公募要領p.1-2）

単独事業場・工場だけでなく、複数の事業場・工場をまとめたグループ単位での参加も可能

＜申請例＞

- 本社および複数の事業場・工場から構成される企業が1グループとして参加。
- スーパーやフランチャイズチェーンの複数サイトが参加。

- 原則として、同一法人の事業場・工場によって構成されるグループのみ参加
- グループ参加する場合、補助対象設備導入のない事業場・工場が含まれていてもよい。
- 対象事業場・工場でのエネルギー・CO2排出量管理が統一的に実施されていることが前提
- 対象事業場・工場を統括する算定責任者が任命されており、当該算定責任者が対象事業場・工場のモニタリング方法に精通していることが求められる

グループ参加のイメージ図

＜提出すべき算定報告書＞

別添4－2 算定報告書 グループ参加用

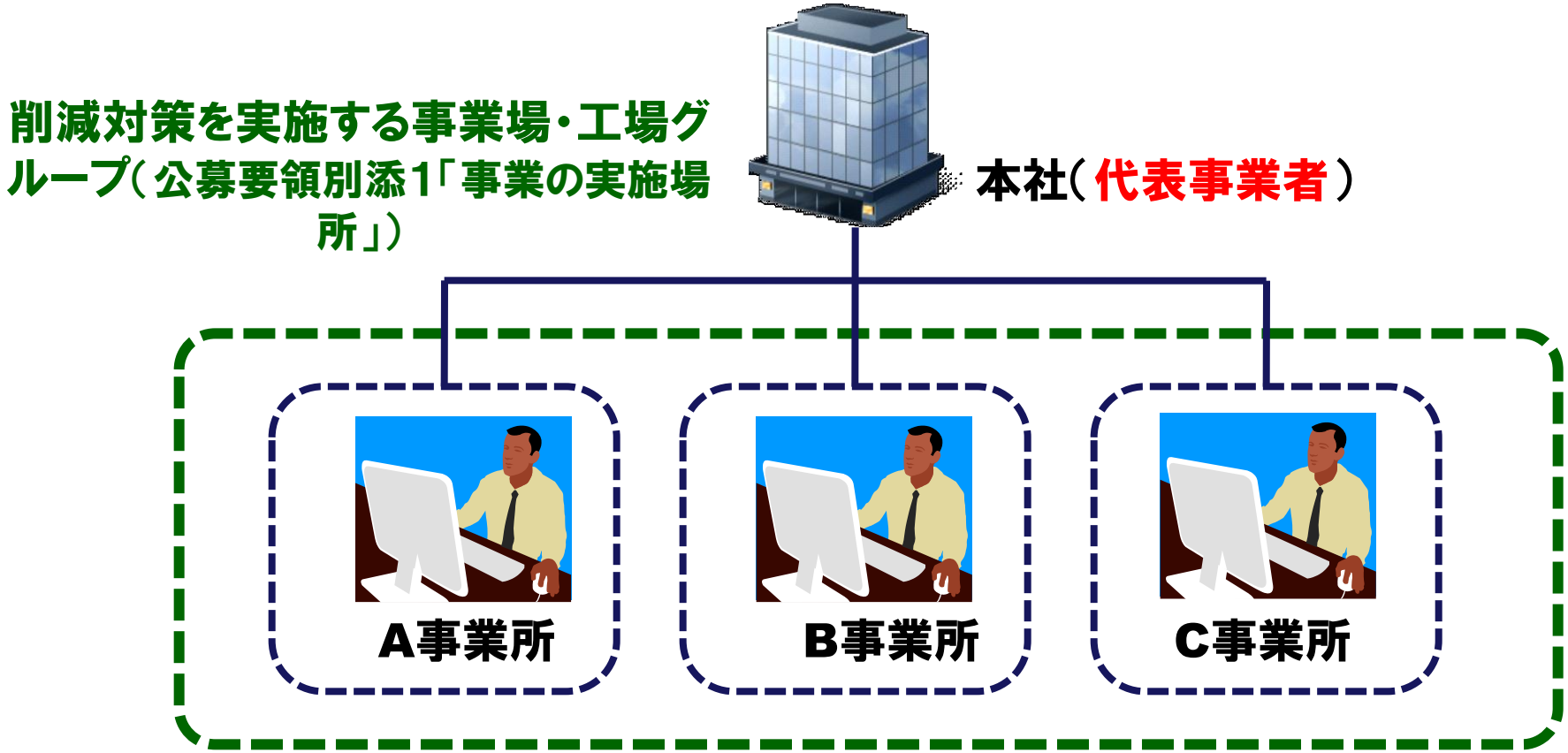

Ⅱ　補助金について

●補助対象となる設備

CO2排出抑制設備が対象となります。
補助対象設備には、**先進技術リストに指定された効率水準を満たす右記の設備が少なくとも１つ含まれている必要**があります。

※右記先進技術リストに適合する機器が１つでも含まれていれば、その他新たに導入する省エネ設備についても補助の対象となります。

先進技術の対象機器に関しては、**指定された効率水準**を満たすものに限ります。効率水準については、公募要領をご参照ください。

対象設備
① 吸収式冷温水機・吸収式冷凍機
② ターボ冷凍機
③ 空冷ヒートポンプチリングユニット（40馬力以上）
④ 水冷ヒートポンプチリングユニット（40馬力以上）
⑤ パッケージエアコン
⑥ 氷蓄熱型パッケージエアコン（ビル/店舗用途）
⑦ ガスエンジンヒートポンプ
⑧ ボイラ・潜熱回収型真空加熱温水器
⑨ ヒートポンプ給湯器
⑩ 潜熱回収型給湯器
⑪ コージェネレーション
⑫高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置

●ASSET事業の流れ（第2期）と補助金交付スケジュール

2013年度　2014年度　2015年度　2016年度

設備導入年度　削減目標年度　調整・自主削減年度　報告年度

補助金交付（決定）→設備導入

応募 ※5月～ → 採択 → 交付申請 → 交付決定 ※事業開始 → 発注 → 工事 → 検収 → ～2014/3/31 事業完了

補助対象となる経費について（公募要領p.3）

交付決定日から2014年3月31日までの経費が対象

〇補助対象設備の整備に係る経費が対象であり、当該事業で使用されたことの証明が必要

- 補助対象経費の詳細は公募要領別表「経費費目の細分について」を参照のこと
- 別表「経費費目の細分について」（公募要領p.11-13）に従って、【別添1】の経費内訳を提出すること

〇既存設備の撤去費用（撤去費に係る諸経費も含む）については補助の対象外

〇同一設備に重複して他の補助金申請は不可

詳細は、公募要領p.3-4、11-14をご確認ください。

事業開始と実績報告について（公募要領p.7－8）

補助事業に伴う契約日・発注日は、交付決定日以降

- 補助事業は環境省からの**交付決定を受けた後、開始可能**（**交付決定前の契約・発注に係る経費は、補助対象経費とし得ないので注意**）
- 補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日まで、環境省へ「実績報告書」を提出
- 実績報告書に基づく書類審査及び現地検査を受検
- 環境省において補助金の額の確定を通知、補助金交付

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱をご確認ください。

補助事業の採択基準（公募要領p.5）

補助の費用効率性

＝補助金申請額÷(設備導入によるCO2排出削減目標量／年＋設備導入以外の排出削減取組によるCO2排出削減目標量／年×1/2)×補助対象設備の法定耐用年数

- 「設備導入以外の排出削減取組によるCO2排出削減目標量」とは、<u>施設の運用改善努力による削減量等</u>を指します。設備導入に比べて削減効果の持続性に課題があると考えられることから、採択に係る審査に際しては削減量に1/2を乗じて評価。

  ※空間ごと、用途ごと又は個別機器ごとの分解能でエネルギー消費状況を計測・分析した上で、複数のエネルギー消費設備を制御するシステム等が設置される場合には、運用改善効果の継続が期待されるため、1/2を乗じる必要はありません

- 1/2を乗じるのは、採択に係る費用効率性の算出時のみ。排出量の算定や排出枠の交付・償却等の場合には、1/2を乗じない。

- 種類の異なる補助対象設備があり、それぞれの法定耐用年数が異なる場合には、複数設備の法定耐用年数の単純平均又はそれぞれの設備の排出削減効果に応じた加重平均をもって補助対象設備の法定耐用年数とする。

2014年度排出削減目標量について

2014年度の排出削減目標量

＝（基準年度排出量（2010年度～2012年度平均））－（2014年度の排出予測量）

- 2014年度の排出削減目標量は、「設備導入によるCO2排出削減目標量」と、「設備導入以外の排出削減取組によるCO2排出削減目標量」の和。**つまり、対象事業場・工場における補助対象設備以外による削減効果（省エネ努力など）を含めることも可能。**
- 2014年度のCO2排出目標量は延床面積あたり、別添1別紙5に指定する建物の用途区分ごとの排出水準以下に抑える必要がある（事業場のみ）。

  ※ただし、可能な限りの対策を行っても水準以下に抑えることが構造上困難である場合はこの限りではない。

採択基準の決定的なファクターとなる数値。公募書類に記載の2014年度排出削減目標量は、以後原則として変更不可。

基準年度排出量の検証（公募要領p.6）

【2013年12月末まで】

環境省の委託する第三者検証機関の検証を受検し、 基準年度排出量の算定報告書を作成

- 基準年度排出量は、応募後、検証を受けることに留意。
- 検証費用は環境省が負担する。事業者の希望も参考にしつつ、環境省が検証機関のマッチングを行うものである。
- 検証には、検証機関による目標保有者（排出削減を行う事業者）への実地検証も含まれます。

排出枠の初期割当量（JAA）の交付（公募要領p.6）

2014年4月以降に排出枠の初期割当量（JAA）を交付

ＪＡＡ（Japan Allowance for ASSET）交付量
＝（対象事業場の基準年度排出量）－（2014年度排出削減目標量）

- すべての目標保有者と取引参加者は、お互いにJAAの取引が随時可能
- JAAを保有・移転するための口座を事業者ごとに開設する
- JAAに加えて、jCER（京都議定書の下でのCER/ERUクレジットに基づく排出枠）も、JAAと同様に目標達成に利用可能

CER/ERU を本制度の目標遵守や取引に利用する場合は、別途jCERの発行を環境省に申請する必要がある。

2014年度実排出量の算定と検証
（公募要領p.6）

【2015年4月以降】
2014年度の実排出量を算定するとともに、環境省が委託する第三者検証機関による検証を受検

- 事業者の希望も参考にしつつ、環境省が検証機関のマッチングを行います。
- 上記により、2014年度のCO_2排出量が確定
- 目標保有者は、約束達成のためには、この確定した**2014年度排出量と同量の排出枠を保有し、償却期限（2015年11月30日）までに、自己の口座から償却口座に移転することが必要**

Ⅲ　排出削減の取組と排出枠の取引、補助金返還について

補助対象設備の財産管理（公募要領p.8）

補助事業の実施により取得した財産を処分しようとする場合は、予め環境大臣の承認が必要

（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱による）

- 補助事業の実施により取得した財産については**取得財産管理台帳を整備**
- 法定耐用年数期間内に補助対象設備を廃棄・転用・譲渡等した場合は、補助金の返還等が生じることがある。

法定耐用年数期間内における補助対象設備の処分等に関しては、必ず、事前に環境省へご相談ください。

排出枠の償却義務と補助金返還の可能性（公募要領p.6）

【償却期限（2015年11月30日）まで】
2014年度実排出量（確定済）と同量の排出枠をASSETシステム上の償却口座に移転し、目標達成

- 排出削減目標量は必須です。
- 排出量実績が初期割当量（＝目標排出量）を上回った場合、他の参加者等から余剰排出枠を購入し、目標達成に充当することが必要です。

2014年度実排出量に対して、償却口座に移転した排出枠の量が不足する場合は、不足量に応じて、**交付された補助金を返還しなければならない。**

Ⅳ　手続きについて

応募に必要な書類について（公募要領p.8-9）

①別添1「整備計画書」
②別添1別紙1 事業実施場所の一覧（グループ参加のみ）
③別添1別紙2 他の補助事業の利用状況等について
④別添1別紙3 法定耐用年数の根拠について
⑤別添1別紙4補助対象として導入される先進技術による設備について
⑥別添1別紙5床面積あたりの排出量について（事業場のみ）
⑦別添2「経費内訳(平成25年度)」
⑧別添3「2014年度の年間CO2削減目標量の内訳」
⑨別添4-1 算定報告書 単独参加者用
⑩別添4-2 算定報告書 グループ参加者用
⑪企業のパンフレット等、応募事業者の業務概要の説明資料（様式任意）
⑫導入する設備・技術に関する説明資料（様式任意）
⑬建築基準法の確認申請、計画通知又は定期報告の写し（直近のもの）（事業場のみ）
⑭建物の用途区分に関する説明資料（様式任意）（事業場のみ）
⑮対象設備に関するリース契約書等（案）の写し
⑯対象設備に関するリース料計算書等

（提出物）
・単独参加者　　:①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑪、⑫、⑬、⑭
・グループ参加者:①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭

目標保有者の公募期間と採択結果

【公募期間】
2013年5月17日（金）から6月21日（金）17:00まで

簡易書留等記録が残る方法で郵送してください（期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が当方の事情に起因しないものについては、受理しません。

採択した案件については、事業者名・事業概要等を報道発表し、同時に環境省webサイト（http://www.env.go.jp/press/index.php）において公開

お問い合わせ先

○ 設備補助や制度全般に関する問い合わせ

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室

担当　:野村、中嶋

E-mail:ASSET@env.go.jp

TEL　　:03-5521-8354

○ 先進技術、排出量の算定に関する問い合わせ

株式会社三菱総合研究所（平成25年度ASSET事務局）

E-mail:asset-sec@mri.co.jp

TEL　　:03-6705-6498